

山口県報

平成26年
6月3日
(火曜日)

目 次

告示
土地改良区定款変更の認可（農村整備課）
教委規則
教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

山口県告示第百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称	認可年月日
下関市吉見土地改良区	平成二六、五、二六
田布施土地改良区	” ” ”



教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月三日

山口県教育委員会規則第六号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項を附則第十五項とし、附則第十三項を附則第十四項とし、附則第十二項の次に次の一項を加える。

13 教育職員検定を受検し、法附則第十九項の規定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、省令附則第七項各号に定める基礎資格を有するものに係る第三条第二項の規定の適用については、同項第四号口中「法別表第三から別表第八までに定める所要資格を有する」とあるのは、「省令附則第七項各号に定める基礎資格を有すること及び省令附則第十項の表に定める最低在職年数を満たし、かつ、同表に定める最低単位数を修得した」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県教育委員会

平成二十六年六月三日印刷
發行

發行
行人所

山口
山口
山口
知事
事